様式第１号（第５条関係）

年　　　月　　　日

　一般財団法人丸亀市観光協会

　　理事長　　　　　　　　様

実施者

(住所)

(名称)

(代表者)

　　令和７年度体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金交付申請書

　上記助成金の交付について、体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金交付要綱第５条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

１　体験メニューの名称

２　助成対象経費及び助成金交付申請額

　　　助成対象経費　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　助成金交付申請額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

事業計画書（様式第１号別紙１）

収支予算書（様式第１号別紙２）

会社概要等実施者の概要が分かるパンフレット等

誓約書兼同意書

その他参考となる資料

様式第１号別紙１

令和７年度体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 実施者名 |  |
| 体験メニューの名称 |  |
| 体験メニューの概要 |  |
| メニューの料金（税込） |  |
| 料金に含まれるもの |  |
| 平均所要時間・体験スケジュール |  |
| 予約の有無 | 　有　・　無　（有の場合　　日前まで） |
| キャンセル料の有無 | 有　・　無　 |
| 実施可能曜日や時間 |  |
| じゃらん遊び体験への掲載  | （　　）掲載済（　　）掲載予定　　（　　年　　月頃） |
| その他のOTAへの掲載 | （掲載済または掲載予定のものがあれば差し支えない範囲でご記入ください） |

記載内容について、OTAへの情報提供をする場合があります。

様式第１号別紙２

令和７年度体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金収支予算書

**（新規掲載事業者）**

実施者名

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象経費の合計（表中のＢと同じ） | 助成金交付申請額　※ |
| 円 | 円 |
| ※「補助金申請額」欄は、補助対象経費（Ｂ欄の支出合計）と補助限度額（5万円）とを比較して、いずれか少ない額を記入してください。 |
| 収入の内訳 | 収入項目 | 金　額（税込） | 内　　訳 |
| 本助成金 | 円 | ※「助成金申請額」と同額 |
| 自己資金 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
| Ａ　収入合計 | 円 |  |
| 助成対象経費 | 支出項目 | 金　額（税込） | 内　　訳 |
| OTAへの掲載料 | 円 |  |
| OTA販売手数料 | 円 | 期間中販売見込額　　　　　　　　　　　　　　　　　円×15％ |
| その他 | 円 |  |
| Ｂ　支出合計 | 円 |  |

* 行が不足する場合は、適宜追加してください。
* すべての支出について、事業に直接関係のない支出は対象となりません。
* 補助対象経費「その他」について

　　　事業の実施のために必要な経費で、理事長が必要かつ適切と認めた経費

（助成対象経費となるかは、個別に経費の内容を審査します。）

様式第１号別紙２

令和７年度体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金収支予算書

**（新規掲載事業者以外）**

実施者名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助成対象経費の合計（表中のＢと同じ） | 助成対象経費の合計額の1/2の金額 | 助成金交付申請額　※ |
| 円 | 円 | 円 |
| ※「補助金申請額」欄は、補助対象経費（Ｂ欄の支出合計）に補助率(２分の１)を乗じて得た額と補助限度額（5万円）とを比較して、いずれか少ない額を記入してください。 |
| 収入の内訳 | 収入項目 | 金　額（税込） | 内　　訳 |
| 本助成金 | 円 | ※「助成金申請額」と同額 |
| 自己資金 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
| Ａ　収入合計 | 円 |  |
| 助成対象経費 | 支出項目 | 金　額（税込） | 内　　訳 |
| OTAへの掲載料 | 円 |  |
| OTA販売手数料 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
| Ｂ　支出合計 | 円 |  |

* 行が不足する場合は、適宜追加してください。
* すべての支出について、事業に直接関係のない支出は対象となりません。
* 補助対象経費「その他」について

　　　事業の実施のために必要な経費で、理事長が必要かつ適切と認めた経費

（助成対象経費となるかは、個別に経費の内容を審査します。）

暴力団等の排除に関する誓約書

令和　 年　 月　 日

一般財団法人丸亀市観光協会

理事長　髙濵　和則　様

住所（所在地）

名称

代表者職・氏名

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、交付決定の取消しなど、貴協会の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

１ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

２ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

３ 暴力団員と認められる者

４ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

５ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

６ 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。７において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

７ 法人にあっては、その役員のうちに３から５までのいずれかに該当する者があるもの

様式第２号（第８条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 観第 　号

 年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

一般財団法人丸亀市観光協会

　理事長

令和７年度体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった体験型観光メニュー造成事業助成金の交付については、次のとおり決定したので、体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

１　体験メニューの名称

２　助成金の交付予定額　　　金　　　　　　　　　　　　円

３　交付条件

　(1) この助成金は、体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

　(2) 次の①から③までのいずれかに該当するときは、直ちに理事長の承認、又は指示を受けなければなりません。

　　①　内容を変更するとき。（理事長が認める軽微な変更の場合を除く。）

　　②　中止し、又は廃止するとき。

　　③　予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

　(3) 対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書、収支決算書等を提出してください。

　(4) 理事長が必要であると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は対象事業の執行状況について実地検査をします。

　(5) この助成金に係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。

　(6) 協会監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

　(7) 一般財団法人丸亀市観光協会体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。

　(8) この交付決定通知書は、助成金を交付することを決定する通知で、助成金額を決定するものではありません。確定額は、事業完了後の実績報告書に基づき補助金交付確定通知書にて通知します。

様式第２号（第１３条関係）

年　　　月　　　日

　一般財団法人丸亀市観光協会

　理事長　　　　　　　　　　様

実施者

(住所)

(名称)

(代表者)

令和７年度体験型観光メニュー流通環境整備事業実績報告書兼請求書

　　　　　年　　月　　日付で交付決定のあった当該事業が完了したので、体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金交付要綱第１３条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

記

１　体験メニューの名称

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金交付決定額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |

（振込先）　金融機関名　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　（支）店

　　　　　　預金種目　　普通・当座　（該当する方を○で囲むこと。）

　　　　　　口座番号

２　添付書類

事業収支決算書（別紙1）

請求書・領収証等収支を証する書類の写し

写真等事業内容が確認できる書類

振込手数料は事業者負担となります

様式第2号別紙1

令和７年度体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金収支決算書

**（新規掲載事業者）**

実施者名

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象経費の合計（表中のＢと同じ） | 助成金交付申請額　※ |
| 円 | 円 |
| ※「補助金申請額」欄は、補助対象経費（Ｂ欄の支出合計）と補助限度額（5万円）とを比較して、いずれか少ない額を記入してください。 |
| 収入の内訳 | 収入項目 | 金　額（税込） | 内　　訳 |
| 本助成金 | 円 | ※「助成金申請額」と同額 |
| 自己資金 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
| Ａ　収入合計 | 円 |  |
| 助成対象経費 | 支出項目 | 金　額（税込） | 内　　訳 |
| OTAへの掲載料 | 円 |  |
| OTA販売手数料 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
| Ｂ　支出合計 | 円 |  |

* 行が不足する場合は、適宜追加してください。
* OTAの販売実績明細書及び領収証等支払が確認できる書類の写しを添付してください。
* すべての支出について、事業に直接関係のない支出は対象となりません。
* 補助対象経費「その他」について

　　　事業の実施のために必要な経費で、理事長が必要かつ適切と認めた経費

（補助対象経費となるかは、個別に経費の内容を審査します。）

様式第2号別紙1

令和７年度体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金収支決算書

**（新規掲載事業者以外）**

実施者名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助成対象経費の合計（表中のＢと同じ） | 助成対象経費の合計額の1/2の金額 | 助成金交付申請額　※ |
| 円 | 円 | 円 |
| ※「補助金申請額」欄は、補助対象経費（Ｂ欄の支出合計）に補助率(２分の１)を乗じて得た額と補助限度額（5万円）とを比較して、いずれか少ない額を記入してください。 |
| 収入の内訳 | 収入項目 | 金　額（税込） | 内　　訳 |
| 本助成金 | 円 | ※「助成金申請額」と同額 |
| 自己資金 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
| Ａ　収入合計 | 円 |  |
| 助成対象経費 | 支出項目 | 金　額（税込） | 内　　訳 |
| OTAへの掲載料 | 円 |  |
| OTA販売手数料 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
| Ｂ　支出合計 | 円 |  |

* 行が不足する場合は、適宜追加してください。
* OTAの販売実績明細書及び領収証等支払が確認できる書類の写しを添付してください。
* すべての支出について、事業に直接関係のない支出は対象となりません。
* 補助対象経費「その他」について

　　　事業の実施のために必要な経費で、理事長が必要かつ適切と認めた経費

（補助対象経費となるかは、個別に経費の内容を審査します。）

様式第４号（第１４条関係）

観第 　号

 年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

一般財団法人丸亀市観光協会

理事長

令和７年度体験型観光メニュー流通環境整備助成金交付確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった体験型観光メニュー流通環境整備助成金の交付については、次のとおり確定したので、体験型観光メニュー流通環境整備助成金交付要綱第1４条の規定により通知します。

記

１　体験メニューの名称

２　助成金の交付確定額　　　金　　　　　　　　　　　　円

３　交付条件

　(1) この助成金は、体験型観光メニュー流通環境整備助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

　(2) 理事長が必要であると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は対象事業の執行状況について実地検査をします。

　(3) この助成金に係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。

　(4) 協会監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

　(5) 一般財団法人丸亀市観光協会体験型観光メニュー流通環境整備事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。

　(6) 概算請求による前払いをした場合は、速やかに精算しなければならなりません。